

対日占領政策と神道指令

大 原 康 男

(國學院大學名誉教授)

日本占領の「究極ノ目的」

昭和二十年（一九四五年）八月十四日、日本は、同年七月二十六日に米・英・中の三国によって発せられた——後にソ連も参加——ポツダム宣言を受諾して第二次世界大戦は終焉を迎える。十九日後の九月二日、東京湾に浮かぶ米戦艦ミズーリ号艦上で日本が降伏文書に署名したその日から、米国を中心とした連合国軍による六年八か月にも及ぶ対日軍事占領が始まった。

その間、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers 略称

GDQ/SCAP）が行なった非常に多岐にわたる占領政策は、当然のことながら、日本が受諾したポツダム宣言に忠実に依拠しなければならない。同宣言の第五項は「吾等ノ条件ハ左ノ如シ吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナシ」と明記されており、日本の降伏が「条件付降伏」とであることは疑うべくもない。

当時の米国国務省も「この宣言は、日本国及び日本国政府に対し、降伏条件を提示した文書であつて、受諾されれば国際法の一般規範により解釈される国際協定をなすものである」との基本的認識を明らかにした上で、第十三項の「日本国政府が直に全日本軍隊一の無条件降伏を宣言し……」とある文言を厳密に捉えて「無条件降伏が『全日

本軍隊」にだけ適用がある」と解していたのである。

ところが、四日後の九月六日に米本国の統合参謀本部が「マッカーサー最高司令官に宛てて発した「連合国最高司令官の権限に関する通達」には「われわれと日本の関係は、契約的基礎に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである」とあって、これまでの経緯とは大きく異なる身勝手な態度変更を示唆するものであった。その直前にマッカーサーに内示され、九月二十二日に公表された「降伏後ニオケル米国ノ初期対日方針」では占領の「究極ノ目的」を次の二点に要約している。

- (イ) 日本国ガ再び米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト
- (ロ) 他國ノ權利ヲ尊重シ國際連合憲章ノ理想ト原則ニスラレタル米國ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ究極ニ於テ樹立スルコト

ここで強調されているのは日本の「脅威」である。中でも直接の「脅威」である軍事力の除去は最も緊急を要する施策であり、それはポツダム宣言で「無条件降伏」の対象

とされた陸海軍の全面的武装解除と復員、大本営・参謀本部・軍令部・陸海軍省等の軍事官衛の廃止、軍事基地や軍関係学校の接収・閉鎖などを大急ぎで推し進める一方、日本全国に米軍を中心とする連合国軍を進駐させ、ほぼ昭和二十年内に完了した。

それらと並行して政治的自由の制限撤廃から始まって、公職追放・戦争裁判の開廷から最終的には憲法改正・諸法令の改廃に至る政治的側面からの政策、あるいは財閥解体や企業の集中排除・農地開放・一連の労働者保護立法といった経済的側面からの政策が相次いで構想・実施されたが、これだけで済んだわけではない。それらの制度や組織を支えた日本人の精神的・文化的側面にまで強い関心を抱き、のちに日本人の「精神的武装解除」と称されたほど苛酷な指令を次々と日本政府に対して発したのである。

その標的ターゲットとなったのが、日本のナチズム・ファシズムファシズムと名指しされた「軍国主義・超国家主義」的イデオロギー(militaristic and ultra-nationalistic ideology)である。(日本政府は後者を時には「過激ナル国家主義」あるいは「極端ナル国家主義」と翻訳して訳語に統一性を欠いているので、本稿では「超国家主義」と総称しておく)。そして「国

家神道」(state shinto))とがこの「軍国主義・超国家主義」の主要な源泉とされた。国家神道を危険視する見方は既に昭和十九年(一九四四年)三月に国務省の戦後計画委員会が作成した「日本・信教の自由」という文書で明らかにされている。

そこでは「極めて戦鬪的な国家主義を礼讃する国家神道は、明らかに太平洋地域と世界の平和に対する脅威の源泉である」と規定した上で、「それ自体は我々の利益にとって有害ではない」古神道と、近年その上に国家主義者によって「接ぎ木」された国家神道とを区別して信教の自由を考える必要があると提言し、靖国神社・明治神宮・乃木神社・東郷神社その他の「国家的英雄」を祀る比較的新しい神社については「日本政府は国家神道は宗教ではない」と繰り返し声明しているから、「信教の自由の原則を全く犯すことなく、閉鎖することができる」と結論づけている。本文書は当時の米国側の神道観を理解する上で貴重な資料ではあるが、のちに国家神道の廃止を命ずる「神道指令」の起草に関わったGHQのスタッフはその存在を知らなかったもので、神道指令の発出に直接の影響を与えてはいない。

GHQの宗教政策の流れ

ポツダム宣言の第十項では「日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去」し、「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」と謳われているが、先記した「初期対日方針」の第三部「政治の『三個人ノ自田及民主主義過程へノ冀求ノ奨励』」には次のような文言が記されている。

宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラルベシ同時ニ日本人ニ対シ超国家主義的 乃軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ蔭ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セラルベシ

この一節には「信教の自由の保障」と「宗教からの軍国主義、超国家主義の除去」を主眼とするGHQの宗教政策の骨格が端的に示されていると言えよう。

ところで、最高司令官に直属するGHQの補佐機構は参謀部参谋部と幕僚部幕僚部に分かれるが、宗教政策を所管したのは幕僚部の民間情報教育局(Civil Information and Education Section 略称CIE)である。CIEの職務は日本に関する公共的情報を収集し、最高司令官に対して教育・宗

教・言論など社会学的・文化的諸問題に関わる政策について助言することであった。

初代の局長はK・R・ダイクで、その下に六つの課(Section)が置かれ、その一つが教育/宗教課であるが、ほどなく教育課と宗教課に分かれ、さらに宗教課は他課と合併して宗教文化資源課となる。教育・宗教課時代から宗教文化資源課に至るまで、一貫してGHQの宗教政策のチーフとして事務を担当したのがW・K・バンスである。

バンスは一九〇七年に米国オハイオ州に生まれ、地元大学の同窓であった女性と結婚し、彼女の父親が京都の同志社大学教授であったことが縁で昭和初年に来日、英語教師として三年ほど旧制松山高校の教壇に立ったこともある。

滞日期間はさほど長くはなかったものの、その経験が着目されてであろう、第二次大戦が終わってほどなくGHQのスタッフ要員として再来日し、CIEに配属されて宗教担当となったのだが、もともとバンスは大学では歴史学を専攻し、宗教は全くの門外漢であったため、前田多門文相(当時)の世話で岸本英夫東京帝大助教授(宗教学)から大急ぎで神道についての個人講義を受けることになったという次第。

ごく短期間の神道学習によって形成されたバンスの基本的姿勢は「無害な宗教的慣習に干渉することなく、神道国家主義(Shinto Nationalism)を根絶するための合理的な基礎を築く」ことに置いたので、その対象は日本の宗教全般ではなく専ら「国家神道」という世俗イデオロギーの解体に集約されて行く。

敗戦からちょうど四か月たった昭和二十年十二月十五日にGHQが日本政府に対して発した「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督、並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という長い標題の付せられた覚書(メモランダム)として、実、その略称が「神道指令」(Shinto Directive)であり、神道指令はそもそも教育政策の一環として構想されたという出自を有するのである。

世にいう教育の四大指令とは、教育から「軍国主義・超国家主義」を排除することを企図し、その基本的政策と目的の概要を述べた「日本教育制度ニ対スル管理政策」(第一指令)、「軍国主義・超国家主義」を鼓吹したとされる教育関係者の追放を命じた「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」(第二指令)、国家神道を廃止して教育から神道的要素を払拭することを目的とした神道指令(第三

指令)、専ら「軍国主義・超国家主義」的イデオロギーを教え込むのに資したとされる教科の廃止を目論んだ「修身・日本歴史及地理ノ授業停止ニ関スル件」(第四指令)から成る。

しかし、他の三つの指令が教育政策プロパーに属する内容であったのに対し、神道指令には十月四日に出された「政治的、公民的、宗教的自由に対する制限除去の件」(いわゆる「自由の指令」)に縁由する「信教の自由の保障」が一方に謳われていて、いわば教育政策と宗教政策が交又する位置にあるため、より複雑な構成となっていることに留意せねばなるまい。

草案は何度も加削補筆され、その過程で当初の草案に入っていた修身・日本歴史・地理教育の停止、祝祭日の改定、教育勅語の取扱いなどは本指令から外され、それぞれ別個に措置された。先に触れたように、修身などの授業の停止は別の指令に委ねられ、祝祭日は従来のもを大幅に変更する「国民の祝日に関する法律」の制定を促し、教育勅語はその「超国家主義的解釈」を否定するために、いわゆる天皇の「人間宣言」詔書を発出させ、最終的には日本の政治一般を管轄下に置く民政局(GS)が議会の両院に排除

ないし失効確認の決議を行なうよう命じて、事実上の禁止に追い込んだのである。

指令は最終的にはマッカーサー最高司令官の名で発令され、日本政府に交付されたが、ダイクは「これで総司令官の出すべき重要指令は大体終わった」と語ったという。

神道指令の内容

指令は、まず第一項において十三項目にも及ぶ事項を詳細に列挙し、その遵守を強く求めている。それらはほぼ「停止」「廃止」「禁止」といった不作為を命ずるものであるが、それらを簡潔にまとめて整理してみると――神社神道に対する公の財政的補助・公的要素導入の停止、神祇院(神社を所轄する内務省の外局)の廃止、神道的研究・教育を目的とする国公立学校の廃止、神道的研究・教育を目的とする私立学校に対する公の財政的援助の禁止、国公立学校における神道の教義の弘布の禁止、役所・学校等公共施設から神棚その他神道的色彩を帯びたものの撤去、官吏(今日の国家・地方公務員)が公的資格で神社参拝することの禁止等々、多面的にわたっている。

大半は国家神道の廃止に関わることからであるが、中には文部省教学局が戦時下の国民教化のために編纂・発刊した『国体の本義』・『臣民の道』などの頒布禁止や、「大東亜戦争」・「八紘一字」などの用語の使用禁止のような神道とは直接関係のない事項が混入しているために、国家神道の廃止という指令の本来の趣旨とはそぐわない箇所もある。

これはドイツ敗戦後、連合国がヒトラーの『我が闘争』をはじめとするナチス関係の書籍・文献をことごとく禁書とし、ナチズム固有の用語「生存圏」^{レベンスraum}や「支配者民族」^{ヘレン・フォルク}などの使用禁止を命じたのに倣ったのであるが、ドイツと日本では事情はいささか違う。ドイツの場合は占領が終わり、独立を回復しても反ナチ政策は従前と変わらず継続されたが、日本では対日講和条約が発効し、主権回復と同時にそうした束縛はすべて無くなり、言論・出版・表現などの自由は法に抵触しない限り保障されてきたからである。

『国体の本義』などの官版書籍はほぼ完璧に過去の遺物と化して社会的影響力は皆無に等しいし、かつてのような特定の用語に対する禁忌^{タブー}もない。「大東亜戦争」は書籍や映画のタイトルに付せられても全く問題とならぬし、「八

紘一字」に至っては、あの東京裁判において検察側から日本の膨脹主義の代名詞だと糾弾されたけれども、判決では「一人の統治者のもとに世界の隅々まで結合するということ、または世界を一つの家族にすること」を意味する Universal Brotherhood の謂に過ぎないとされ、「究極的には全世界に普及する運命をもった人類の普遍的な原理以上の何ものでもなかった」と理解されているのだから。

話が少々逸れかけたので元に戻すが、第一項が各論とすれば、これに続く第二項は指令の目的、基本的概念の定義、適用の基準などを規定した総論に相当しよう。

まず、冒頭で「本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル、マタ宗教ヲ政治的目的ニ誤用スルコトヲ防止シ、正確ニ同ジ機会ト保護ヲ与ヘラレル権利ヲ有スルアラユル宗教、信仰、信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメルニアル」と宣明し、指令の究極の目的が宗教と国家の徹底的な分離であることを標榜している。

政教分離の思想と制度の母国である米国で一般に行なわれている政教分離——「教会と国家の分離」(Separation of Church and State)とは際立って異なる「宗教と国家の分離」(Separation of Religion and State)とどう極端に厳

格な分離である（旧ソ連や中国・北朝鮮などごく一部の社会主義国でしか見られない）。

注意せねばならないのは、既述したように、この厳格な政教分離の原則は神道以外のすべての宗教にも平等に適用されると謳われていたが、それは建前に過ぎず、その実態は大きく異なった。概して神道に厳しく（たとえば、正月を祝って鉄道省所管の鉄道の駅に飾られた注連縄しめ縄の撤去）、仏教は比較的穏便に扱われ（たとえば、刑務所内に設けられていた教誨堂の仏壇はしばらく存置し、自由参拝を容認）、キリスト教はマッカーサー総司令官の支援もあって、むしろ積極的に便宜が図られた（学校や図書館などに大量の邦訳聖書を頒布）。

このようにして国家から完全に分離された神社神道は「若シソノ信奉者ガ望ム場合ニハ一宗教トシテ認メラレルデアラウ」との指令の趣旨に従って、これまでの公法人たる地位を離れ、新たに制定された宗教法人令（後の宗教法人法の前身）による一民間宗教として再出発することになったのである。

さて、キーワードの一つである「国家神道」なる語は戦前の日本ではほとんど使われたことのない言葉であって、

一般に知られるようになったのは本指令が出されてからのこと。そこで掲げられた定義は「日本政府ノ法令ニ依ツテ宗派神道或ハ教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派、即チ国家神道乃至神社神道トシテ、一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派（国家神道或ハ神社神道）ヲ指スモノデアル」とある。

前段の「日本政府ノ法令ニ依ツテ宗派神道或ハ教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派」でとめておけば何とか意味は通じるが、後段の「即チ……」以下の同義反復トイロゴシに陥った冗漫な一節が続くために文意がひどく混乱してくるからだ。ごく簡明にまとめれば、「国家によって管理された非宗教としての神社神道」ということになるうか。

指令に基づく追加措置とその後の適用緩和

本指令が発出されて半年ほどは指令の実施に関わる追加措置は出されていない。指令発出当時に文部省の宗務課長であった福田繁氏は私の質問に対し、「指令を起草したバンス課長も次にとどのような施策を出してよいかよくわからず、いわば一種の研究期間であったと言っている」と述懐

しているように、翌二十一年（一九四六）の夏頃から追加的な措置が相次いで検討されはじめ、逐次実施されて行った。

それは個別に文書による指令を発してなされたもの（町内会・隣組などによる神道の支援禁止、明治以来の国有社寺境内地の譲渡）、新しい立法によるもの（「国民の祝日に関する法律」の制定による祝祭日の改変）、政府の通牒等を通して指示したもの（戦歿者の公葬、忠魂碑・忠霊塔の措置、公共建造物の地鎮祭・上棟祭の禁止、国公立学校児童・生徒による社寺等の宗教施設訪問の禁止）等々、ごく一部を除いて極めて厳しい規制措置である。

その中で予想外に穏やかな扱いを受けたのは皇室祭祀である。神道指令の発出にもなって皇室祭祀について定めた「皇室祭祀令」のごく一部が削除されただけで、宮中三殿での祭祀も、皇室財産から新たに国有財産に編入された山陵での祭祀も、概ねこれまで通りの祭儀が営まれた。皇室祭祀の処遇に大きな変化が生じたのは、新憲法・新皇室典範の施行にもなって「皇室祭祀令」などの皇室令が廃止されたことよってである。

しかし、我が国の歴史や文化的土壌、社会生活の実情を

余りにも無視した指令の厳格な適用は多くの混乱を生じ、全国各地からの苦情や懇願が地方軍政部を通してGHQに持ち込まれたため、彼らも年を追って行き過ぎた措置を見直し、指令の適用を改めざるを得なくなったのである。

どのような適用の緩和がなされたのか。まず、国や公共団体の建造物の地鎮祭・上棟祭の挙行禁止は、工事の安全と建造物の完成を祈る古来の社会的慣習が禁じられるのは建築関係者にとって心理的に苦痛であるので、文部省は「民間の建築業者が主催」し、「官吏等の公的参列」のような公的要素を導入しないならば差支えない、という趣旨の通牒を昭和二十四年五月に発して全面的に解禁した。

次に、国公立学校の生徒・児童らによる社寺訪問の全面的禁止は、我が国の歴史・文化を实地見学によって学ぶ修学旅行の意義を決定的に失わせることになるという理由から、文部省は同年十月にあくまでも「文化上の目的」で実施し、なおかつ「強制、命令しない」などの条件を付してこれを容認する姿勢に転じた。

とりわけ注目すべきなのは公葬（国や公共団体が主催して行なう葬儀・慰霊祭）である。昭和二十一年十一月に出された「公葬等について」の通牒は宗教的儀式を伴う公葬

を一切禁止していたのだが、その三年後の昭和二十四年（一九四九年）十一月に急死した松平恒雄参議院議長の参議院葬（神式）を皮切りに、公共企業体である国鉄の殉職職員慰霊祭（昭二五 仏式）、幣原喜重郎衆議院議長の衆議院葬（昭二六 仏式）、原爆症で亡くなった長崎市民名譽市民である永井隆博士の長崎市民葬（昭二六 カトリック式）など、相次いで宗教的公葬が営まれた。

中でも印象深いのは同じく昭和二十六年（一九五一年）に崩御された貞明皇后（大正天皇の皇后）の御葬儀である。現典範には明文の規定はないものの、貞明皇后が天皇と格別に深い縁故のあるお方であることに配慮して、宮内庁長官を大葬儀委員長とし、必要な費用は国費で支弁、事実上国葬に準じて斎行された。その方式もすでに失効している「皇室喪儀令」にほぼ準拠する国礼・国式（広い意味での神式）だったからである。

政府は神道指令や憲法との関係を慎重に配慮して、事前にGHQと折衝したところ、GHQは「葬儀については、宗教と結びつかないものほちよつと考えられない。そうすれば国の経費であっても、御本人の宗教であってもかまわない。それは憲法に違反しない」という予想外に好意的な

見解を示したのである。

占領末期とはいいながら、神道指令が依然として効力を有していた時期に、指令の趣旨にのっとりて発せられた「公葬等について」の通牒で禁止されているはずの宗教的公葬が、公然と行なわれるようになったことの意義は小さくない。

神道指令と憲法の政教分離

当然のことながら、指令第二項の冒頭に掲げられた「本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル」という一節は、昭和二十七年四月二十八日、対日講和条約が発効してすべての占領政策が終焉を迎えた時点で命脈を絶たれたはずである。ところが、これをそのまま憲法解釈に導入して、憲法は国や公共団体が宗教に関わることを一切禁止していると解する、「完全分離」（「厳格分離」「絶対的分離」なども同義）の考え方が学界・言論界や宗教界などに今日も根強く残っている。

たしかに、神道指令が効力を有していた時期に現憲法が起草され、公布・施行されたのだから、そのように説くの

はいかにも一理あるかのように見えるかもしれない。しかしながら、それ以上の具体的な言及はなく、どうしても憲法に謂う政教分離原則を「完全分離」で解釈・運用しなければならぬとする合理的な論拠は示されていない。

いや、むしろ事実上の立法者であるGHQの担当官の方が一定の範囲で国や公共団体と宗教の関わりを認める「限定的分離」の立場に与するケースが目にとまるのである。

たとえば、まず、GSでの憲法草案の起草には神道指令を構想し、立案したCIEは全く関係がなかった。パンスの下で主として靖国神社・護国神社に関する調査や、宗教法人法案の作成に携わった特別企画官W・P・ウツグードは「憲法改正はCIEの責任範囲ではない。パンス課長はGSの合議に応じたにすぎなかったから、憲法二十条および八十九条と神道指令の関係を過大評価すべきではない」と述べている（後にウツグードはGHQ宗教政策に関する詳細な経緯を論述した一書を公にしている）。

他方、GSのメンバーの一人で明治憲法の改正（すなわち現憲法の制定）に関わったM・E・ラウエル所蔵の文書には、二十条は「信教の自由を正面から保障し、かつ教会と国家の分離を規定するものとなった」との文言が明記さ

れている。神道指令の目的とされた「宗教と国家の分離」ではなく「限定的分離」を意味する「教会と国家の分離」を標榜しているではないか。

さらに、同じCIEに属しながら、宗教教育の推進に積極的であった教育課の課長補佐I・C・トレーナーは「国家と宗教の完全な分離がありえ、また、教育の内部における完全な分離が存在しうる」と考えた宗教課の見解を「誤った仮定」だと断じている。CIE内部においてさえ、肝腎の政教分離に関して重大な見解の相違があったことも見逃してはなるまい。

何よりも着目せねばならないのは、既述したように、占領中期から神道指令の適用が大幅に緩和されたことである。これら一連の事実が神道指令が依然として効力を有していた時期における憲法運用の実績にほかならず、憲法の政教分離条項（二十条、八十九条）はこの程度まで柔軟な運用を許容していたということなのである。

したがって、よしんば百歩譲って神道指令の趣旨が憲法に継承されていると認めたとしても、いつまでも憲法の政教分離原則を「完全分離」で解釈し続けねばならないわけでは毛頭ない。指令がある時期から緩やかに適用されるこ

とが可能になった以上、指令の趣意を継承したとされる憲法も同様に緩やかに運用される柔軟性を獲得したと解しても問題はなはずだから。

昭和二十七年（一九五二年）四月二十八日、対日講和条約が発効して我が国が主権を回復したことによって神道指令は失効、六年数か月に及ぶGHQの神道抑圧政策は終わり、神道も他の宗教と同等の処遇を受けることになったのだが、現実はそのようではなかった。

たとえば、陸上自衛隊の隊員有志が部隊内に建てた小祠が撤去させられた新発田駐屯地神祠問題（昭二九）、東京都中央区が所有する会館に神前結婚式場を設けるのは違憲だとして住民監査請求が起された神殿設備違憲問題（昭三九）など、神道に関わる政教事件があちこちで起こったからである。そのうち後世への影響度において群を抜いているのは「津地鎮祭訴訟」である。

時は昭和四十年（一九六五年）三月三十一日のこと。三重県津市が市の総合体育館の起工に際して津市内の神職の奉仕による地鎮祭を挙行したことに對し、津市議会議員の一人が津市長らを相手どって、地鎮祭を市が執り行い、そ

の費用として市の公金七、六六三元（神職への謝礼四、〇〇〇円、供物料三、六六三元）を支出したのは、国およびその機関が宗教的活動を行なうことを禁じた憲法二十条三項、宗教上の組織もしくは団体への公金の支出を禁じた八十九条に違反するから、連帯して右金員を市に支払えという訴訟を起こしたのである。

一番の津地裁は原告の主張をことごとく却けたが、昭和四十六年（一九七一年）五月十四日に言い渡された控訴審の名古屋高裁は一審判決を取り消し、原告側の主張をほぼ全面的に認める内容であった。

すなわち、日本国憲法は西欧諸国で広く行なわれている「国家と教会の分離」ではなく、「国家と宗教の分離」という徹底した政教分離の原則を確立し（二十条）、さらに財政的側面からも裏付け規制したのだから（八十九条）、二十条三項にいう「宗教的活動」とは、特定の宗教の布教、教化、宣伝を目的とする行為のほか、祈禱、礼拝、儀式、祝典、行事等、およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を包括すると断定。

ゆえに、本件地鎮祭は特定宗教による宗教儀式であると同時に、憲法二十条三項で禁止する「宗教的活動」に該当

するので、津市が主催して挙行した地鎮祭は政教分離の原則に違背し、違憲である——と判示したのである。まさしく「完全分離」に立った判断にほかならない。

一転して敗訴した被告の津市側は判決を不服として最高裁に上告、最高裁は本件を十五人の裁判官全員で審理する大法廷に回付し、五十一年（一九七六年）十二月八日に当事者双方による口頭弁論を行なわしめた。大法廷に回付され、口頭弁論が開かれると重大な判例の変更、あるいは新たな憲法判断が示されることが多かったので関係者の注目を集めたが、果せるかな翌五十二年（一九七七年）七月十三日に言い渡されたのは、高裁判決を覆す原告全面敗訴の逆転判決であった。

当日、最高裁から関係者やマスメディアなどに配布された「判決要旨」は、まず憲法の定める政教分離原則について「国家が宗教的に中立であることを要求するもの」であるが、「国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さない」のではなく、「宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及効果」に鑑みて「そのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件」に照らし、「信教の自由の保障の確保」という制度目的から見て「相当とされる限度を超

える」場合に「これを許さないとする」との原則を提示する。次いで、憲法二十条三項にいう「宗教的活動」とは「国およびその機関の活動」で「宗教とのかかわり合いをもつすべての行為」を指すのではなく、その行為の目的が「宗教的意義」を持ち、その効果が「宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」を指し、本件のキーワードを明確に定義づけている。

そして、本件地鎮祭は「宗教とのかかわり合いをもつものであること」を否定できないが、その目的が「土地の平安堅固、工事の無事安全」を願う社会の一般的慣習に従った儀礼にとどまる「専ら世俗的なもの」と認め、その効果が「神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められない」と判示、津市の行為は「宗教的活動にあたらぬ」と結論づけたのである。

かくして、本判決は憲法の定める政教分離制度を「限定的分離」と解し、「信教の自由の保障」の原則を前提として、国や公共団体が一定の範囲で宗教と関わることを認め、その判断の基準を当該行為の「目的」と「効果」という二つのポイントに置いたのである。後にこの法理は一般に「目的効果基準」と称され、司法界に定着していくこと

になる。たしかに、この判決は国家神道の意義・歴史や神道指令の適用緩和の経緯などについていささか認識不足である点に憾みは残るが、その結論自体は我が国の文化や伝統、精神的土壌から見ても妥当なものである。

本年（令和三年）は昭和五十二年に「津地鎮祭訴訟」最高裁判決が言い渡されてから四十四年。その間に最高裁まで審理され、確定した政教分離関係訴訟は三十件に及ぶ（そのうち合憲が二十七件、違憲が三件）。その一つ一つに触れる余裕はないが、訴訟全体の流れは、「愛媛県玉串料訴訟」判決（平九）を除いて概ね津訴訟判決の法理にのっとりた穏当な判断が続いている。とはいえ、たかだか七年足らずの寿命でしかなかった神道指令の束縛を今日まで引き摺^ずってきた我が国の戦後史を顧みて無然たる思いを禁じ得ない。

主要参考文献

- 大原康男『神道指令の研究』（原書房）
同右『現代日本の国家と宗教』（展転社）
神社新報社編『神道指令と戦後の神道』（神道新報社）
政教関係を正す会編『法と宗教』（経済往来社）
神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道―歴史と課題―』（神社新報社）
政教関係を正す会編『事例に学ぶ「政教分離」』（正・統・新）（展転社）
江藤淳・小堀桂一郎編『靖国論集』（日本教文社）
神社本庁編『神社本廳十年史』（神社本庁）
久保田収『神道指令の超克』（錦正社）
葦津珍彦『国家神道とは何だったのか』（神社新報社）
百地章『靖国と憲法』（成文堂）